

# 食糧麦備蓄対策事業実施要領

制 定	平成22年 8 月20日22総食第437号
一部改正	平成22年 9 月28日22総食第614号
一部改正	平成23年 2 月16日22総食第1062号
一部改正	平成23年 5 月 2 日23総食第224号
一部改正	平成23年 9 月 1 日23生産第4318号
一部改正	平成24年 4 月 6 日23生産第6268号
一部改正	平成25年 6 月28日25生産第1100号
一部改正	平成27年 9 月30日27生産第1842号
一部改正	令和元年 5 月 7 日元政統第18号
一部改正	令和 2 年 3 月17日元政統第1882号
一部改正	令和 2 年 9 月14日 2 政統第1100号

## 第1 趣旨

食糧麦備蓄対策事業（以下「事業」という。）の実施については、食糧麦備蓄対策事業実施要綱（平成22年8月9日付け22総食第435号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び食糧麦備蓄対策費補助金交付要綱（平成22年8月9日付け22総食第436号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 定義

- 1 この要領において「一般輸入小麦」とは主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第42条第1項の規定に基づき買い入れる食糧用小麦をいい、「特別売買小麦」とは食糧法第43条第1項の規定に基づき買い入れる食糧用小麦をいう。
- 2 この要領において「食糧用輸入小麦」とは、一般輸入小麦及び特別売買小麦をいう。
- 3 この要領において「事業実施主体」とは、実施要綱第3に規定する事業実施主体をいう。
- 4 この要領において「買受資格者」とは、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）第3章第2の2又は第4章第3の4(2)の規定に基づき、食糧用輸入小麦の売渡しの相手方として農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）の承認を受けた買受資格者をいう。
- 5 この要領において「備蓄小麦」とは、次のいずれかに掲げる食糧用輸入小麦であって、6に規定する損傷品を除くものをいう。
  - ① 事業実施主体が、第3の事業実施計画に基づき保管する食糧用輸入小麦
  - ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された協同組合又は協同組合連合会の構成員が、事業実施主体たる協同組合又は協同組合連合会が作成する第3の事業実施計画に基づき保管する食糧用輸入小麦
- 6 この要領において「損傷品」とは、食糧用輸入小麦のうち、水濡れ等により食用に販売することができなくなったものをいう。
- 7 この要領において「受払台帳」とは、事業実施主体が備蓄小麦の保管場所及び在庫数量を把握するために整備する日報及び旬報をいう。

- 8 この要領において「推測備蓄数量」とは、第5の2に規定する検量人がサイロ上部からの測尺により空サイロ部分の距離を測定し、当該サイロの構造、収容力及び小麦の容積重等から推測した備蓄小麦の数量をいう。
- 9 この要領において「備蓄計画数量」とは、適正な備蓄水準を満たすために必要な数量として事業実施計画に記載するものであり、外国産食糧用小麦の年間需要量の2.3か月分に相当する数量をいう。また、「補助対象数量」とは、備蓄計画数量のうち、国が事業に基づき保管料相当額の補助金を支出するものであり、外国産食糧用小麦の年間需要量の1.8か月分に相当する数量をいう。

### 第3 事業実施計画

#### 1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第4の1の事業実施計画は、様式1-1により作成し、次に掲げる関係書類（①の書類は、複数の製粉企業等により事業を実施する場合に、⑤の書類は、食糧麦輸送対策事業を実施する場合にのみ必要。）を添付した上で、政策統括官に提出し、承認を受けるものとする。

ただし、①及び②の書類については、食糧麦備蓄対策事業に係る公募要領第7の1の(2)の③及び④に規定する関係書類として提出したものと記載内容に相違がないときは、添付を省略することができる。

- ① 食糧麦備蓄対策事業参加確認書（写）（様式1-2）
- ② 備蓄予定倉庫一覧（様式1-3及び様式1-4）
- ③ 倉庫業者との間の食糧用輸入小麦の保管に係る寄託契約書（写）
- ④ 倉庫業者との間の備蓄数量の確認に係る同意書（写）（様式1-5）
- ⑤ 食糧麦輸送対策事業に係る計画明細書（様式1-6）

#### 2 事業実施計画の変更

- (1) 事業実施計画を変更しようとするときは、1の規定に準じて書類を添付した上で変更後の事業実施計画を政策統括官に提出し、変更の承認を受けるものとする。
- (2) 政策統括官は、火災、天災その他やむを得ない事由があると認める場合に限り、事業実施計画の変更を承認することができる。

#### 3 事業実施計画及び関係書類の提出方法及び留意事項

- (1) 事業実施計画の提出方法は、原則として郵送とする。なお、FAXによる提出は不可とする。
- (2) 関係書類の提出方法は、郵送又は電子メールとする。  
なお、電子メールにより提出する場合は、事業実施計画をスキャナー等で読み取りPDFファイルとして併せて送付すること。
- (3) 郵送により提出する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によること。
- (4) 電子メールにより提出する場合には、政策統括官が別途指示する送付先メールアドレス宛てに、件名を「食糧麦備蓄対策事業の事業実施計画（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を記載し、送付すること。

### 第4 備蓄予定倉庫

備蓄予定倉庫は、備蓄小麦の備蓄数量の確認が可能な次に掲げる倉庫等とする。

- ① 平成22年4月1日付けで国と締結した政府所有麦寄託契約に係る倉庫
- ② 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条に基づき国土交通大臣に登録を行った者が保有する倉庫（ただし、①の倉庫を除く。）
- ③ 事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）が所有する原料タンク、加水タンク等であって、測尺により実在庫数量を確認できるもの

## 第5 備蓄実績の確認

### 1 受払台帳の整備等

事業実施主体等は、備蓄小麦の備蓄数量を確認できるよう受払台帳（様式2、様式3-1、様式3-2又は備蓄数量が確認できると政策統括官が認める様式）を整備する。

### 2 検量人の選定

- (1) 政策統括官は、事業実施主体等が保管する備蓄小麦の備蓄数量を確認するため、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定に基づき検量事業の許可を受けた者の中から、毎年、競争入札により検量事業に係る請負契約の相手方（以下「検量人」という。）を選定し、契約を締結する。
- (2) 検量人の選定に係る入札の執行及び契約の締結は、入札公告例（様式9）、入札説明書例（様式10）、入札心得例（様式11）、入札仕様書例（様式12）及び平成〇年度食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量の確認業務に係る請負契約書例（様式13）により行うものとする。

### 3 備蓄数量の確認

- (1) 検量人は、毎月1日から10日までの間に、前月1日、11日、21日及び末日時点における備蓄数量について、倉庫業者が事業実施主体等に対して請求した備蓄小麦の保管料請求書（以下「倉庫業者請求書」という。）と1の受払台帳及び第6の1(1)の保管料経費計算書の内容が一致することを確認し、受払台帳及び保管料経費計算書の欄外余白に確認年月日を記入し、記名押印する。
- (2) 検量人は、(1)による確認のほか、毎事業年度に1回以上、備蓄予定倉庫ごとに、又は政策統括官が必要があると認めて指示をした場合、備蓄小麦が保管されているサイロの全部又は一部について推測備蓄数量を測尺し、推測備蓄数量表（様式5）に記載し、倉庫業者が整備する備蓄小麦の入出庫台帳における在庫数量と一致することを確認する。
- (3) 検量人は、(1)の確認の結果を備蓄小麦在庫報告（様式6）に取りまとめ、確認を行った月の15日（ただし、4月に限り7日とする。）まで（当該期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第90号）第1条第1項各号に該当する場合は、その直前の開庁日とする。以下同じ。）に、政策統括官に提出する。また、(2)の確認の結果については、確認次第速やかに、推測備蓄数量表を政策統括官に提出する。
- (4) 検量人は、(1)又は(2)の確認を行う方法及び日時について、あらかじめ事業実施主体等及び倉庫業者と協議を行う。

## 第6 保管料経費の請求・支払

### 1 保管料経費の請求等

(1) 請求金額の算出及び保管料経費計算書の作成

事業実施主体は、毎月1日から10日までを上期、11日から20日までを中期、21日から月末までを下期として、次の算式により請求金額を算出し、保管料経費計算書（様式7）を作成する。

また、支払対象数量は、備蓄予定倉庫のうち第4の①及び②に規定するもの（以下「補助対象倉庫」という。）における補助対象数量とする。ただし、補助対象倉庫の備蓄数量が事業実施計画に記載された補助対象数量を下回る場合は、備蓄数量を支払対象数量とする。

$$\text{請求金額} = \text{支払対象数量 (A)} \times P + \text{支払対象数量 (B)} \times P \\ + \text{支払対象数量 (C)} \times P$$

支払対象数量(A)：当該月1日の支払対象数量

支払対象数量(B)：当該月11日の支払対象数量

支払対象数量(C)：当該月21日の支払対象数量

P：第3の1により政策統括官より承認を受けた事業実施計画に記載された保管料単価（※）

（※）国が支払う備蓄小麦に係る保管料単価は、国土交通省届出単価（倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第24条第1項の規定に基づき届け出た倉庫保管料をいう。）を上限とする。

(2) 備蓄予定倉庫が複数存在するときの請求金額の算出

備蓄予定倉庫が複数存在するときの請求金額は、以下のとおり、補助対象倉庫ごとに支払対象数量を設定（補助対象倉庫ごとの支払対象数量の合計が事業実施主体の補助対象数量となる。）し、(1)の算式によりそれぞれの補助対象倉庫の請求金額を算出した上で、合算する。

ア 補助対象倉庫であって、工場等に直結又は隣接していない倉庫（以下「非隣接倉庫」という。）の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が、補助対象数量を上回る場合は、補助対象数量全てを非隣接倉庫の支払対象数量とする。なお、非隣接倉庫が複数ある場合には、当該補助対象数量をそれぞれの非隣接倉庫の備蓄数量により按分して、非隣接倉庫ごとの支払対象数量を定める。

この場合、補助対象倉庫であって、工場等に直結又は隣接している倉庫（以下「隣接倉庫」という。）の備蓄数量は、全て補助の対象外とする。

イ 非隣接倉庫の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が、補助対象数量未満である場合は、非隣接倉庫の備蓄数量全てを支払対象数量とする。

この場合、補助対象数量から非隣接倉庫の備蓄数量を控除した量（以下「控除済補助対象数量」という。）が、隣接倉庫の支払対象数量となるよう、以下のとおり隣接倉庫ごとの支払対象数量を定める。

(ア) 隣接倉庫の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が控除済補助対象数量を上回る場合は、控除済補助対象数量を隣接倉庫の支払対象数量とする。なお、隣接倉庫が複数ある場合には、控除済補助対象数量をそれぞれの隣接倉庫の備蓄数

量により按分して、隣接倉庫ごとの支払対象数量を定める。

(1) 隣接倉庫の備蓄数量（当該倉庫が複数ある場合は、複数の倉庫の備蓄数量の和をいう。）が控除済補助対象数量未満の場合は、隣接倉庫の備蓄数量全てを支払対象数量とする。

(3) 保管料経費の請求

事業実施主体は、交付要綱第7の規定に基づき、次に掲げる関係書類を食糧麦備蓄対策費補助金概算払請求書（以下「概算払請求書」という。）に添付の上、食料安定供給特別会計官署支出官農林水産省政策統括官（以下「政策統括官（官署支出官）」という。）に対し、概算払請求することができる。

なお、概算払請求は各月ごとにできるほか、複数月分（3ヶ月分又は6ヶ月分）をまとめて請求することができる。

複数月分をまとめて請求する場合は、概算払請求書の「○月分」とあるところに、「○～○月分」として記載することとする。

- ① 受払台帳（写）（第5の3(1)に基づき検量人の記名押印されたものに限る。）
- ② 保管料経費計算書（写）（第5の3(1)に基づき検量人の記名押印されたものに限る。）
- ③ 倉庫業者請求書（写）

(4) 概算払請求書の提出期限

概算払請求書の提出期限は、各月ごとに請求する場合は備蓄小麦を保管した翌月20日、複数月まとめて請求する場合は当該期間中の最終月の翌月20日までとする。ただし、3月分に限り4月10日までとする。

(5) 概算払請求書及び関係書類の提出方法及び留意事項

- ① 概算払請求書の提出方法は、原則として郵送とする。なお、FAXによる提出は不可とする。
- ② 関係書類の提出方法は、郵送又は電子メールとする。  
なお、電子メールにより提出する場合は、概算払請求書をスキャナー等で読み取りPDFファイルとして併せて送付すること。
- ③ 郵送により提出する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によること。
- ④ 電子メールにより提出する場合には、政策統括官が別途指示する送付先のメールアドレス宛てに、件名を「食糧麦備蓄対策事業の概算払請求書（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を記載し、送付すること。

2 請求書の審査及び支払

政策統括官（官署支出官）は、1(3)に基づき保管料経費の概算払請求を受けたときは、提出された概算払請求書及び添付された関係書類の内容を審査の上、農林水産大臣から通知を受けた交付決定額の範囲内、かつ、第3の1の規定により政策統括官の承認を受けた事業実施計画に記載された年間補助対象数量に係る補助金額の範囲内において、支払を行う。

第7 備蓄数量が備蓄計画数量を下回るおそれがある場合の取扱い

- 1 事業実施主体は、月末における備蓄予定倉庫の備蓄数量の合計（以下「月末

備蓄数量」という。)が備蓄計画数量を下回ると見込まれるときは、当該月中に、4か月後の備蓄予定倉庫の備蓄数量の合計が備蓄計画数量を上回るように、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年7月1日付け農林水産省総合食料局長通知)第3章の第4に基づく輸入麦の買受申込みを行うものとする。

- 2 事業実施主体は、1による買受申込みを行うときは、月末備蓄数量が備蓄計画数量を下回ると見込まれる要因及び4か月後に備蓄計画数量以上の備蓄数量を保有するための計画を記載した備蓄見込報告書(様式14)を、輸入麦買受申込書とともに政策統括官に提出する。
- 3 政策統括官は、2により、備蓄見込報告書が提出されたときは、関係書類等により、月末備蓄数量が備蓄計画数量を下回ると見込まれる理由が、需要の変動その他やむを得ないものであるか否かについて審査する。
- 4 政策統括官は、3の審査の結果、備蓄見込報告書の内容が適当であると認めるときは、第6の2に基づき、概算払請求に係る補助金の支払いを行うものとする。
- 5 政策統括官は、事業実施主体から備蓄見込報告書の提出がなく、かつ、月末備蓄数量が備蓄計画数量を下回った場合及び3の審査の結果、備蓄見込報告書の内容が不相当であると認める場合は、交付要綱第11の規定に基づき、当該事業実施計画に係る補助金の交付決定の取消しを行い、事業実施主体に支払った補助金を全額返納させるものとする。

## 第8 食糧麦輸送対策事業の実施

### 1 事業の実施

- (1) 事業実施主体は、第12の2に基づき政策統括官から備蓄小麦の取崩し指示があった場合は、当該指示に沿って備蓄小麦を取り崩し、受入先の事業実施主体に引き渡す。
- (2) 本事業は、(1)により取り崩した備蓄小麦を受け入れる事業実施主体が行うものとする。

### 2 輸送経費の請求・支払

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第9に基づく実績報告書により、第6に規定する保管料経費の未受領額と併せて、請求するものとする。
- (2) 政策統括官(官署支出官)は、(1)の実績報告書の提出を受けたときは、提出された実績報告書の内容を審査の上、農林水産大臣から通知を受けた交付決定額の範囲内、かつ、第3の1の規定により局長の承認を受けた事業実施計画に記載された当該事業に係る補助金額の範囲内において、支払を行う。

## 第9 損傷品の廃棄処理

### 1 損傷品の区分及び取扱い

- (1) 事業実施主体は、損傷品が確認された場合、その損傷品について、第5の1により整備する受払台帳から、出庫処理する。
- (2) 事業実施主体は、(1)で出庫処理した場合は、損傷品廃棄処理明細書(様式第15)を作成し、損傷品の在庫数量、搬出数量、処理数量等の管理を行う。
- (3) 事業実施主体は、倉庫業者等の協力を得て損傷品を備蓄小麦と明確に区分して管理するものとする。

## 2 損傷品の処理及び報告

- (1) 事業実施主体は、原則として損傷品の廃棄処理を廃棄物処理業者等に委託するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の規定によらず、廃棄以外により処理を行う場合は、別途政策統括官の指示を仰ぐものとする。
- (3) 事業実施主体は、(1)により損傷品を廃棄しようとするときは、あらかじめ損傷品廃棄処理計画書（様式16）を政策統括官宛て提出するものとする。  
また、損傷品の廃棄を完了したときは、1の(2)により作成した損傷品廃棄処理明細書（写）を添えて、損傷品廃棄処理実績報告書（様式17）を、速やかに政策統括官宛て提出するものとする。

## 第10 指導

政策統括官は、事業実施主体が事業実施計画に基づいて事業を実施することができないおそれがあると認めるときは、当該事業実施主体に対し、事業の履行について指導することができる。

## 第11 年間備蓄実績の報告

- 1 事業実施主体は、毎年4月10日までに、前年度における備蓄数量を年間備蓄実績報告（様式8-1）により取りまとめ、政策統括官に提出する。
- 2 事業実施主体は、別紙に掲げる事由により当初の予定どおりの入庫及び出庫ができなかった場合は、該当する事由及び当該事由がなかったと仮定した場合の月別の入庫量、出庫量等を整理し、年間備蓄数量算出表（様式8-2）を作成し、1の年間備蓄実績報告と併せて政策統括官に提出し、政策統括官は、関係書類等を確認した上で、これが適当であるか審査する。
- 3 政策統括官は、年間備蓄実績報告に記載されている年間備蓄数量（2により年間備蓄数量算出表が適当であると認められる場合は、当該算出表に記載された年間備蓄数量。）が事業実施計画に記載された年間備蓄数量を下回っている場合は、交付要綱第11の規定に基づき、当該事業実施計画に係る補助金の交付決定の取消しを行い、事業実施主体に支払った補助金を全額返納させるとともに、当該補助金にかかる加算金及び延滞金を納付させる。

## 第12 指示

- 1 政策統括官は、輸入の途絶、遅延等により、小麦の供給が不足する事態が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、事業実施主体が保管する備蓄小麦の加工及び市場への商品の提供を指示することができる。
- 2 政策統括官は、自然災害の発生等により、輸入小麦の安定供給に支障が生じると認める場合、事業実施主体が保管する備蓄小麦の全部又は一部の取崩し、備蓄小麦の加工及び市場への商品の提供その他必要な措置を指示することができる。

この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年9月1日）

（施行期日）

1 この通知は、平成23年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この通知による改正前の食糧麦備蓄対策事業実施要領（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省総合食料局長がした承認その他の行為（以下「承認等」という。）は、この通知による改正後の食糧麦備蓄対策事業実施要領（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長がした承認等とみなし、旧通知の規定により農林水産省総合食料局長に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により農林水産省生産局長に対してした申請等とみなす。

附則（平成24年4月6日）

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附則（平成25年6月28日）

この通知は、平成25年6月28日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附則

1 この通知は、令和元年5月7日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和2年3月17日）

この通知は、令和2年3月17日から施行する。

附則（令和2年9月14日）



この通知は、令和2年9月14日から施行する。

様式 1 - 1 (第 3 関係)

番 号  
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

所在地  
名 称  
代表者 (事業実施主体) 印

令和 年度食糧麦備蓄対策事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)  
の申請について

食糧麦備蓄対策事業実施要綱(平成 22 年 8 月 9 日付け 22 総食第 435 号農  
林水産事務次官依命通知)第 4 の規定に基づき、下記のとおり、関係書類を  
添えて承認(変更、中止、廃止の承認)を申請します。

なお、承認の上は、食糧麦備蓄対策事業実施要領(平成 22 年 8 月 20 日付  
け 22 総食第 437 号)第 12 に基づく政策統括官の指示に従うことを誓約しま  
す。

記

〔(注) 事業実施計画については、公募要領に基づき応募申請書を提出した  
際に添付した事業実施計画から変更はありません。〕

注 1 関係書類として 6 の別添書類を添付すること。ただし、事業実施計画の  
内容が、公募要領に基づき応募申請書を提出した際に添付した事業実施計  
画の記載内容と相違ない場合には、上に示した( )内を記載し、以後の  
記載を省略することができる。

2 なお書きは、事業実施計画の承認申請の場合のみ付すこと。

3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」  
とし、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更  
後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう記載するこ  
と。ただし、事業内容の変更のうち軽微なものについては、省略するこ  
とができる。

4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止  
(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由について  
記載すること。

1 事業の目的

2 備蓄計画数量

年間備蓄数量： ( )トン…⑤

うち年間補助対象数量：( )トン…⑥

(積算基礎)

(単位：トン)

項目	積算の考え方	数量
食糧用輸入小麦の 年間需要量	①	
備蓄計画数量	②	
うち補助対象数量	③	
自己負担数量	④＝②－③	
<b>年間備蓄数量</b>	⑤＝②×12か月	
<b>うち年間補助対象数量</b>	⑥＝③×12か月	

(注) 1 小数点以下は、四捨五入する。

2 他の買受資格者の備蓄数量を含め備蓄計画を作成する場合は、①食糧用輸入小麦の年間需要量に当該買受者の年間需要量を合算する。

3 月末備蓄数量が②備蓄計画数量を下回った場合及び各月末の備蓄数量の合計が⑤年間備蓄数量を下回った場合は、補助金の全額返還となるおそれがあることに留意する。

4 年間補助対象数量に係る経費は、補助金交付決定額の範囲内で支払う。

3 所要額

(単位：千円)

区分	補助事業に要する所要額	負担区分		備考
		国庫補助	自己負担	
食糧麦備蓄対策事業				
食糧麦輸送対策事業				
合計				

- 
- (注) 1 補助事業に要する所要額は、4における各事業の所要額の内訳の合計金額に一致する。
- 2 食糧麦備蓄対策事業の補助事業に要する所要額は、年間需要量の1.8か月分の備蓄に要する経費であり、国庫補助金額と一致する。
- 3 負担区分は、食糧麦備蓄対策費補助金交付要綱(平成22年8月9日付け22総食第436号農林水産事務次官依命通知)別表に定める補助率による。

#### 4 所要額の内訳

- (1) 食糧麦備蓄対策事業  
様式1-3及び1-4のとおり。
- (2) 食糧麦輸送対策事業  
様式1-6のとおり。

5 事業完了予定年月日 令和 年3月31日

#### 6 添付書類

- (1) 食糧麦備蓄対策事業参加確認書(他の製粉企業等の備蓄数量を含めて事業実施計画を作成する場合のみ提出)(様式1-2)
- (2) 備蓄予定倉庫一覧(様式1-3及び1-4)
- (3) 倉庫業者との間の食糧用輸入小麦の保管に係る寄託契約書(写)
- (4) 倉庫業者との間の備蓄数量の確認に係る同意書(様式1-5)
- (5) 食糧麦輸送対策事業に係る計画明細書(様式1-6)

様式1-2 (第3関係)

令和 年 月 日

名 称  
代表者氏名 (事業実施主体) 殿

食糧麦備蓄対策事業参加確認書

令和 年 月 日付で (事業実施主体名) が農林水産省政策統括官 (以下「政策統括官」という。) 宛てに提出する食糧麦備蓄対策事業実施計画書には、下記のとおり弊社の備蓄計画数量を含んでいることを確認します。

また、食糧麦備蓄対策事業の実施に当たり、政策統括官が別に契約を締結する検量人が備蓄小麦の在庫確認を行う場合には、当該確認に協力します。

記

(単位：トン)

製粉企業等名	住 所	年間備蓄数量	うち年間補助対象数量
合 計			

(注) 本表の合計は、事業実施計画書における年間備蓄数量及び年間補助対象数量と一致する。

取りまとめ者以外の  
実施事業主体の名称  
等を記載する。

{ (名 称)  
(代表者氏名) 印

{ (名 称)  
(代表者氏名) 印

{ (名 称)  
(代表者氏名) 印

様式 1 - 3 (第 3 関係)

補助対象数量 (1.8 か月分) の備蓄予定倉庫一覧

備蓄予定 倉庫名	所在地	備蓄数量のうち 補助対象数量① (トン)	保管料 単価② (円/トン)	所要額 ①×②×3 期×12か 月(円)	備考
合 計		※ 1	/	(円) ※ 2 (千円)	/

- (注) 1 本表は、補助を受け備蓄する小麦について記載する。
- 2 備蓄予定倉庫は、単価設定のある穀物サイロとする。
- 3 備蓄数量のうち補助対象数量の合計 (※ 1) は、事業実施計画書における③補助対象数量と一致する。
- 4 保管料単価は、国土交通省届出単価を上限とする。
- 5 所要額の合計 (※ 2) は、千円単位で記入 (切上げ)。また、同金額は、事業実施計画書の補助事業 (1.8 か月分) に要する所要額と一致する。
- 6 工場直結の備蓄予定倉庫は「直結」、工場隣接の備蓄予定倉庫は「隣接」と備考欄に記載する。

様式 1 - 4 (第 3 関係)

自己負担数量 (0.5 か月分) の備蓄予定倉庫一覧

(単位 : トン)

備蓄予定倉庫名	所在地	備蓄数量 のうち自己 負担数量
合 計		※

- (注) 1 本表は、自己負担により備蓄する小麦について記載する。
- 2 備蓄予定倉庫は、穀物サイロの他、測尺により実在庫数量の確認ができる原料タンク及び加水タンクとする。
- 3 備蓄数量のうち自己負担数量の合計 (※) は、事業実施計画書における自己負担数量と一致する。

様式 1 - 5 (第 3 関係)

令和 年 月 日

名 称  
代表者氏名 (事業実施主体) 殿

備蓄小麦の在庫確認に係る同意書

令和 年 月 日より令和 年 月 日までの間において、貴社が食糧麦備蓄対策事業を実施するに当たり、弊社が所有する下記の倉庫において、農林水産省政策統括官が別に契約を締結する検量人が備蓄小麦の在庫数量の確認を行う場合には、当該確認に協力することについて同意します。

記

(単位：トン)

備蓄予定倉庫	所在地	備蓄数量
合 計		

(注) 本同意書は、様式 1 - 3 及び様式 1 - 4 に掲げる備蓄予定倉庫 (事業実施主体が所有する備蓄予定倉庫を除く) ごとに作成する。

名 称  
代表者氏名 (倉庫業者名) 印



様式 1 - 6 (第 3 関係)

食糧麦輸送対策事業に係る計画明細書

輸送月	搬出地	搬入地	距離 (km)	輸送数量 (トン) ①	輸送単価 (円/トン) ②	輸送経費 (円) ①×②
合 計						(円) ※ 1 (千円)
補助対象						※ 2 (千円)

- (注) 1 距離は、トラック輸送等、距離別に料金が設定されている場合のみ、搬出地と搬入地との間の輸送距離を記入する。
- 2 輸送単価は、国土交通省届出料金を計上するとともに、その根拠となった輸送業者による輸送料金に係る国土交通大臣への届出書（写）を添付する。
- 3 輸送経費欄の合計の下段欄（※ 1）は、千円単位で記入（千円未満切上げ）する。
- 4 補助対象の金額欄（※ 2）は、合計欄の 1 / 2 の額を記入（千円未満切捨て）する。
- 5 事業実績結果に係る報告書として本様式を使用する場合には、搬出地から搬入地までの輸送単価及び輸送実績数量を確認することができる書類（例：運送事業者からの請求書等）を添付する。







様式4 (第5関係)

令和 年 月 日

(買受業者名) 殿

証 明 書

○月○日付けで弊社が貴社に売り渡した食糧用輸入小麦は、弊社が農林水産省政策統括官より買い受けた以下の現品であることを証明します。

【現品の詳細】

1. 契約番号 年 月 日付け 売契麦 ( ) 第 号  
2. 種類・銘柄 \_\_\_\_\_  
3. 数量 \_\_\_\_\_ トン  
4. 本船名 \_\_\_\_\_

住所

売渡業者名

代表者氏名

印



様式6（第5関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

備蓄小麦在庫報告（ 年 月分）

住所  
氏名 （検量人） 印

（事業実施主体名）が保管する令和 年 月末の備蓄小麦の在庫確認を下記のとおり実施したので報告します。

記

（単位：k g）

倉庫名	月末在庫数量
合計	
在庫確認年月日	年 月 日
検量人氏名及び印	印

令和 年 月分 保管料経費計算書

事業実施主体名:

期別	倉庫の種類	倉庫名	期初在庫数量 (kg)		助成対象 積数	保管料単価 (1トン当たり) 円 銭	請求金額 円 銭
			(2.3か月分)	うち助成対象 (1.8か月分)			
上期	単価設定のない倉庫 ①			—	—	—	—
	工場直結又は隣接の倉庫 (単価設定あり) ②						
	①又は②以外の倉庫 (単価設定あり)						
	上期計					—	
中期	単価設定のない倉庫 ③			—	—	—	—
	工場直結又は隣接の倉庫 (単価設定あり) ④						
	③又は④以外の倉庫 (単価設定あり)						
	中期計					—	
下期	単価設定のない倉庫 ⑤			—	—	—	—
	工場直結又は隣接の倉庫 (単価設定あり) ⑥						
	⑤又は⑥以外の倉庫 (単価設定あり)						
	下期計					—	
合計							
請求金額							

- (注) 1. 保管料単価は、事業実施計画様式1-3「補助対象数量(1.8か月分)の備蓄予定倉庫一覧」に記載された単価とする。  
 2. 端数処理は、円未満切捨てとする。  
 3. 別添として、倉庫業者からの保管料請求書を添付する(事業実施主体が倉庫業者の場合を除く。)

確認: 年 月 日  
 所属:  
 氏名: 印





様式 8 - 2 (第 11 関係)

令和 年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

所在地  
名 称  
代表者 (事業実施主体) 印

令和 年度食糧麦備蓄対策事業における年間備蓄数量算出表

食糧麦備蓄対策事業実施要領 (平成 22 年 8 月 20 日付け 22 総食第 437 号農林水産省総合食料局長通知) 第 11 の 2 の規定に基づき、  
年間備蓄数量算出表を以下のとおり報告します。

(単位：トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	備考
期首数量 ①														
入庫数量 ②														
出庫数量 ③														
月末在庫 ①+②-③														
期末在庫 (測尺確認を含む)														

- (注) 1. 期末在庫 (測尺確認を含む) 欄は、測尺による在庫確認を行った倉庫の在庫数量を含めた数量を記載する。  
2. 事業実施主体の責に帰すことができない事由により、当初の予定どおり備蓄小麦を保管できなかった場合は、当該事由がなかったと仮定した場合の月別入庫量及び出庫量等を下段に整理するとともに、年間備蓄実績報告 (様式 8 - 1) に記載された数量との差を上段にそれぞれ記載する。  
また、当初の予定と実際の備蓄数量及び備蓄期間の別、並びに当該理由を別紙 (様式任意) にて整理するとともに、必要に応じ関係書類等を添付する。

(別紙 第 11 の 2 関係)

1 輸入ができない場合

- (1) 輸出国での大不作、港湾ストライキ、戦争等が発生した場合
- (2) 輸出国で輸出禁止令が発せられた場合
- (3) 国と輸入麦買入委託契約又は食糧用輸入麦の特別売買契約を締結した商社が倒産した場合
- (4) 国と輸入麦買入委託契約又は食糧用輸入麦の特別売買契約を締結した商社の輸入数量が買入契約数量を下回る場合
- (5) 国と輸入麦買入委託契約又は食糧用輸入麦の特別売買契約を締結した商社の積来船が転覆又は航行不能となった場合
- (6) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）違反となり、積戻し又は廃棄された場合

2 通関申請及び通関に時間を要する場合

- (1) 積来船の到着が遅れた場合
- (2) 輸入港において船混みが発生した場合
- (3) 予定した倉庫収容力の確保ができなかった場合
- (4) 輸入港で港湾ストライキが発生した場合
- (5) 荷役施設の故障、天候その他の事情により荷役作業が遅れた場合
- (6) 植物検疫法第 9 条（検疫有害動植物の消毒処分）により、くん蒸が実施された場合

3 検収に時間を要する場合

- (1) 輸出国の検査証明書などの商社の提出書類に不備がある場合
- (2) 貯穀害虫（穀象虫）が確認され、くん蒸する場合
- (3) 船積時検査（残留農薬検査）において、商社による検査サンプルの提出が遅れた場合
- (4) 公的検査機関等による品位確認において、水濡れ等の異常品と正品を仕分けする必要がある場合

4 検収後に発生した事由による場合

- (1) 自然災害のため倉庫が倒壊すること等により、輸入小麦の保管数量が減少した場合又は輸入小麦を予定どおり保管する場所がなくなった場合
- (2) 盗難、火災、サイロ業者の保管管理上の事故により、備蓄小麦が消失した場合
- (3) 第 12 の規定に基づき、政策統括官より備蓄小麦の全部又は一部の取り崩し、加工及び市場への商品の提供その他必要な指示を受けた場合

## 様式9（第5関係）

### 入札公告例

下記のとおり一般競争入札に付します。

#### 記

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

食糧麦備蓄対策事業実施要領（平成22年8月20日付け22総食第437号農林水産省総合食料局長通知）第5に基づく、令和〇年度食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量の確認業務

##### (2) 仕様

入札仕様書による。

##### (3) 契約期間

契約締結日から令和〇年〇月〇日までとする。

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 〇、〇、〇年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「D」以上の等級に格付けされている者であること。

(4) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4315号生産局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定に基づく検量事業の許可を受けている者であること。

(6) 入札説明書の7に規定する資格審査結果通知書等を提出できる者であること。

#### 3 入札方法

入札書に記載する金額は、入札仕様書の別紙に定める入札番号ごとに確認業務に係る経費の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格と

する。このため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札説明書、入札心得、入札仕様書及び令和○年度食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量の確認業務に係る請負契約書（案）の交付場所・日時

(1) 場 所

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
農林水産省政策統括官付貿易業務課（ドアNo.○○）  
担 当 者 ○○、○○  
電話番号 ○○○○

(2) 日 時

令和○年○月○日（○）～令和○年○月○日（○）  
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）

5 入札説明会を行う場所及び日時

(1) 場 所

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
農林水産省○○会議室（ドアNo.○○）

(2) 日 時

令和○年○月○日（○） ○時○分 ～ ○時○分

6 資格審査結果通知書等の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
農林水産省政策統括官付貿易業務課（ドアNo.○○）  
担 当 者 ○○、○○  
電話番号 ○○○○

(2) 提出期限 令和○年○月○日（○）

郵便等による場合は、提出期限までに必着するよう書留等で郵送すること。

7 入札執行の場所及び日時

(1) 場 所

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
農林水産省○○会議室（ドアNo.○○）

(2) 日 時

令和○年○月○日（○） ○時○分 ～ ○時○分

- 8 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
予決令第77条第2号及び第100条の3第3号の規定により免除する。
- 9 入札の無効  
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及びその他の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 落札者の決定方法  
予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約書作成の要否  
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- 12 その他  
本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和〇年〇月〇日

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官  
農林水産省政策統括官 ○○○○

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/index.html>）を御覧下さい。

## 様式10（第5関係）

# 入札説明書例

この度、下記により一般競争入札を執行するので希望があれば入札に参加されたい。  
記

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

食糧麦備蓄対策事業実施要領（平成22年8月20日付け22総食第437号農  
林水産省総合食料局長通知）第5に基づく、令和〇年度食糧麦備蓄対策事業における  
備蓄数量の確認業務

#### (2) 仕様

入札仕様書による。

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和〇年〇月〇日までとする。

### 2 契約担当官の氏名

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官

農林水産省政策統括官 ○○○○

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第7  
0条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であ  
って、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合  
に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 〇、〇、〇年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」  
において「D」以上の等級に格付けされている者であること。

(4) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及  
び役務等契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4315号生産局長  
通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定に基づく検量事業の許  
可を受けている者であること。

(6) 7の資格審査結果通知書等を提出できる者であること。

### 4 入札方法

入札書に記載する金額は、入札仕様書の別紙に定める入札番号ごとに確認業務に  
係る経費の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の  
5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。このため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札心得、入札仕様書及び令和○年度食糧麦備蓄対策事業における確認業務に係る請負契約書(案)の交付場所・日時

(1) 場 所

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
農林水産省政策統括官付貿易業務課(ドアNo.○○)  
担 当 者 ○○、○○  
電話番号 ○○○○

(2) 日 時

令和○年○月○日(○)～令和○年○月○日(○)  
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

6 入札説明会を行う場所及び日時

(1) 場 所

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
農林水産省○○会議室(ドアNo.○○)

(2) 日 時

令和○年○月○日(○) ○時 ～ ○時

7 提出する資格審査結果通知書等

競争入札に参加しようとする者は、以下の資料を提出すること。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②港湾運送事業法に基づく検量事業者の許可書の写し

8 資格審査結果通知書等の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号  
農林水産省政策統括官付貿易業務課(ドアNo.○○)  
担 当 者 ○○、○○  
電話番号 ○○○○

(2) 提出期限 令和○年○月○日(○)

郵便等による場合は、提出期限までに必着するよう書留等で郵送すること。

9 入札執行の場所及び日時

(1) 場 所

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号



農林水産省〇〇会議室（ドアNo.〇〇）

（2）日 時

令和〇年〇月〇日（〇） 〇時 ～ 〇時

1 0 入札保証金及び契約保証金に関する事項

予決令第77条第2号及び第100条の3第3号の規定により免除する。

1 1 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札その他の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

1 2 開札に立ち会う者に関する事項

開札には、入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）が立ち会わなければならない。ただし、入札者参加者等が立ち会わない場合には入札事務に関係のない農林水産省政策統括官付貿易業務課の職員が立ち合うこととなる。

1 3 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

1 4 その他

この入札説明書に記載のない事項は入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/index.html>）を御覧下さい。

## 様式 1 1 (第 5 関係)

# 入 札 心 得 例

### (総則)

第 1 条 令和○年度食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量の確認業務に係る入札については、法令その他に定めるもののほか、この入札心得による。

### (入札)

第 2 条 入札参加者は、あらかじめ入札公告、入札仕様書、令和○年度食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量の確認業務に係る請負契約書(案)及び入札心得(以下「入札心得等」という。)を熟知の上、入札仕様書の別紙に定める入札番号ごとに入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書(別紙様式 1 号)を封かんの上、氏名又は法人にあっては法人名(以下「氏名等」という。)を表記し、入札公告に示した日時までに入札しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札日時を過ぎたときは入札することができない。
- 4 入札参加者は、提出した入札書の変更又は取消しをすることができない。
- 5 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式 2 号)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

### (代理人)

第 3 条 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、入札開始前までに委任状(別紙様式 3 号)を入札公告 4 (1)の場所へ提出しなければならない。

- 2 代理人による入札の場合、代理人は入札書に競争参加者本人の氏名等に加え、代理人であることの表示及び代理人の氏名を記載し押印する。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人(以下「入札参加者等」という。)は、同一の入札において他の入札参加者の代理をすることができない。

### (再度入札)

第 4 条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

- 2 再度入札に応札することのできる者は、初度入札に応札した者とする。なお、再度入札の結果、落札者がいない場合は、引き続き同様の入札を行う場合がある。
- 3 必要と認められる回数の入札を実施しても落札者がいない場合又は応札者がいない場合は、入札を終了する。

### (公正な入札の確保)

第 5 条 入札参加者等は、私的独占の禁止及び不正取引の確保に関する法律(昭和 2 2

年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者等は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取り止め)

第6条 入札参加者等が連合し、又は不穏な行動をした場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、入札の執行を延期し、又は入札の執行を取り止めることができる。

(入札の無効)

第7条 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出していない者の代理人のした入札
- (3) 入札参加者等の記名押印のない入札
- (4) 入札価格を訂正した入札
- (5) 入札に付される事項名又は入札金額が確認しがたい入札
- (6) 同一の入札において他人の代理人を兼ねた者、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 同一の入札において入札参加者等が2通以上の入札書を提出した際の当該者の全ての入札
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項(別紙様式2号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札方法)

第8条 入札書に記載する金額は、入札仕様書の別紙に定める入札番号ごとに記載する。

- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。このため、入札参加者等は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(開札)

第9条 開札には、入札参加者等が立ち会わなければならない。ただし、入札参加者等が立ち会わない場合には入札事務に関係のない農林水産省政策統括官付貿易業務課(以下「貿易業務課」という。)が立ち合うこととなる。

(落札者の決定)

第10条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(同価格の入札)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引く者がいないときは、これに代わって入札事務に関係のない貿易業務課の職員にくじを引かせて決定する。

(契約書の締結)

第12条 落札者は、貿易業務課から配布された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に貿易業務課に提出しなければならない。ただし、貿易業務課がやむを得ない事情と認めるときは、この期間を延長することができる。

(再請負の禁止)

第13条 落札者は、第三者に業務を請け負わせることは認められない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札後、入札心得等についての不知、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入 札 書  
(入札番号〇)

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官  
農林水産省政策統括官 〇〇〇〇 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

(代理人氏名

印

印)

¥

令和〇年度食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量の確認  
業務に係る経費

上記金額のとおり、入札説明書及び入札心得等を承諾の上、  
入札いたします。

(注) 1 提出年月日は必ず記載すること。

2 入札金額は、上記請負業務に係る代金額の総額を記入すること。

なお、記入に当たって、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。(入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするため。)

3 金額の訂正をしないこと。

4 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。

5 ( ) 内は、代理人が入札するときに使用すること。この場合、代表者印は不要とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

# 委任状

私は、  
を代理人と定め、食料安定供給特別会計  
支出負担行為担当官農林水産省政策統括官〇〇〇〇の発  
注する「令和〇年度食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量  
の確認業務」の入札に関し、下記の権限を委任します。

## 記

入札及び見積りに関する一切の権限

代理人使用印象の印影	印
------------	---

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官  
農林水産省政策統括官 〇〇〇〇 殿

(注)代理人使用印鑑は、入札書に使用する印鑑と同じ印鑑を押印すること。

## 様式 1 2 (第 5 関係)

# 入 札 仕 様 書 例

### 1 目的

米に次ぐ主要な食糧である麦については、安定供給を図る観点から国が一元的に輸入しているところであるが、世界の麦の需給動向は、今後、ひっ迫傾向で推移することが予想されている。

このため、国全体として輸入麦の適正な備蓄水準を確保することが必要であり、食糧麦備蓄対策事業（以下「対策事業」という。）を実施することにより、食糧用輸入小麦の買受資格者による備蓄を促し、不測の事態が生じた場合においても、食糧用輸入小麦の安定供給を確保する。

したがって、対策事業の実施主体が食糧用輸入小麦を適正に備蓄しているかの確認を港湾運送事業法（昭和 2 6 年法律第 1 6 1 号）の規定に基づく検量業務の許可を受けている者に対して発注して行う。

### 2 契約期間

契約締結日から令和〇年〇月〇日までとする。

### 3 業務内容

- (1) 毎月 1 日から 1 0 日までの間に、前月 1 日、1 1 日、2 1 日及び末日時点における備蓄数量について、倉庫業者が食糧麦備蓄対策事業実施要綱（平成 2 2 年 8 月 9 日付け 2 2 総食第 4 3 5 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の事業実施主体又は事業実施主体の構成員（以下「事業実施主体等」という。）に対して請求した備蓄小麦の保管料請求書（以下「保管料請求書」という。）と食糧麦備蓄対策事業実施要領（平成 2 2 年 8 月 2 0 日付け 2 2 総食第 4 3 7 号農林水産省総合食料局長通知。以下「実施要領」という。）第 5 の 1 の受払台帳及び実施要領第 6 の保管料経費計算書の内容が一致することを確認し、受払台帳及び保管料経費計算書の欄外余白に確認年月日を記入し、記名押印する。

なお、保管料請求書で確認が不可能な場合は、事業実施主体等又は倉庫業者に出向いた上で、事業実施主体等又は倉庫業者が整備する備蓄小麦の入出庫台帳等を用いて確認を行う。

- (2) (1) による確認の他、毎事業年度に 1 回以上、実施要領第 4 の備蓄予定倉庫ごとに、又は政策統括官が必要があると認めて指示をした場合、備蓄小麦が保管されているサイロの全部又は一部（事業実施主体等が食糧用輸入小麦の買受代金に係る延納措置実施要領（平成 2 2 年 8 月 2 0 日付け 2 2 総食第 4 6 4 号農林水産省総合食料局長通知）第 2 の延納措置実施者であって第 5 の（9）を担保とする場合は、全部に限る。）について実施要領第 2 の推測備蓄数量を測尺し、実施要領第 5 の推測備蓄数量表（実施要領様式 5）に記載し、倉庫業者が整備する備蓄小麦の入出庫台帳におけ



る在庫数量と一致することを確認する。

- (3) (1) の確認の結果を実施要領第5の備蓄小麦在庫報告（実施要領様式6）に取りまとめ、確認を行った月の15日（ただし、4月に限り7日とする。）まで（当該期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その直前の開庁日とする。）に、政策統括官に提出する。また、(2) の確認の結果については、確認次第速やかに、推測備蓄数量表を政策統括官に提出する。
- (4) (1) 又は(2) の確認を行う方法及び日時について、あらかじめ事業実施主体等及び倉庫業者と協議を行う。

#### 4 その他

- (1) 本業務の遂行に当たって、疑義が生じた場合は、速やかに農林水産省政策統括官付貿易業務課へ連絡し、その指示に従う。
- (2) 契約締結日は、令和○年4月1日とする。ただし、令和○年4月1日までに令和○年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、令和○年4月2日以降の予算が成立した日とする。
- (3) 暫定予算となった場合であって、予算措置が全額計上されていないときは、当該暫定予算において計上された契約期間分のみの契約とする。

#### 5 確認対象地域

別紙のとおり。

#### 6 報告先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省政策統括官付貿易業務課

担当者 ○○、○○

電話番号 ○○○○



様式13（第5関係）

令和○年度食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量の確認業務  
に係る請負契約書例（案）

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官 ○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、食糧麦備蓄対策事業に係る備蓄数量確認の業務について、次のとおり請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添「入札仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき備蓄数量の確認を実施し、その結果について甲に報告するものとする。

（契約の履行）

第2条 乙は、この契約に関し、甲の指示に従い誠実に履行するものとする。

（契約の履行期限）

第3条 この契約の履行期限は、令和○年○月○日までとする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定に基づき免除する。

（備蓄数量の確認の方法）

第5条 乙が行う備蓄数量の確認の方法は、仕様書に定めるものとする。

（備蓄数量の確認の報告）

第6条 乙は、食糧麦備蓄対策事業実施要領（平成22年8月20日付け22総食第437号農林水産省総合食料局長通知。以下「実施要領」という。）第5の3(1)により行った備蓄数量の確認の結果を実施要領第5の3(3)の備蓄小麦在庫報告書により確認を行った月の15日（ただし、4月に限り7日とする。）までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、実施要領第5の3(2)により作成した推測備蓄数量表と倉庫業者が整備する入出庫台帳と確認した後、速やかに推測備蓄数量表を甲に提出しなければならない。

3 乙は、甲が第1項及び前項の報告書について質問するときは、誠意をもってこれに応じなければならないものとする。

（報告書の確認）

第7条 乙は、毎事業年度において備蓄数量の確認が終了した場合、甲の命じた職員が

行う会計法に基づく報告書完了の確認を受けなければならない。

(経費の請求及び支払)

第8条 乙は、前条の確認を受けた後に、数量確認経費請求書（様式1号。以下「請求書」という。）により、甲に対し、備蓄数量の確認業務に係る経費（以下「経費」という。）を請求するものとする。

2 甲が乙に支払う経費は、付録に定める額とする。

3 食料安定供給特別会計官署支出官農林水産省政策統括官（以下「官署支出官」という。）は、乙から適法な請求書の提出を受けたときは、これを受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に当該代金を支払うものとする。

4 官署支出官が、前項の約定期間内に対価を支払わない場合は、約定期間の末日の翌日（以下「未払発生日」という。）から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、未払発生日において適用される財務大臣が別途定める政府契約の支払遅延に係る遅延利息の率により計算した額を遅延利息として支払うものとする。

なお、天災地変等のやむを得ない事由により約定期間内に支払が行われない場合は、当該事由が継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しない。

(過受金の返納)

第9条 乙は、前条により支払を受けた金額について過受金があった場合は、過受金を遅滞なく返納金として甲に返納しなければならない。

(守秘義務)

第10条 乙は、この契約に関し知り得た一切の事項を他に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合には、この限りではない。

2 乙がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。

(2) 乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を

前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

4 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

#### （契約の改定）

第12条 この契約を改定する必要があると甲が認めたときは、甲乙協議の上、改定するものとする。

#### （契約の解除）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。このとき、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責めを負わない。

- (1) 正当な理由により、乙がこの契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。
- (2) 乙がこの契約の条項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。
- (3) 乙が正当な理由なくこの契約に基づく義務を履行することができないと甲が認めたとき。
- (4) この契約の履行に関し、乙に不正行為があったとき。

#### （違約金）

第14条 乙は、この契約に違反した場合は、乙の責めに帰さない事由による場合を除き、違約金を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、甲が認定するものとし、乙は当該違約金を歳入徴収官が発行する納入告知書により甲に納付するものとする。

#### （損害賠償）

第15条 前条に定めるほか、乙は、この契約の履行に関し、乙の責めに帰さない事由による場合を除き、甲に損害を及ぼした場合には、甲の認定する損害額を甲に賠償しなければならない。この場合において損害賠償金は、歳入徴収官の発行する納入告知書により納付するものとする。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかったことを立証したときはこの限りではない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第16条 甲は、この契約に関し、乙が次のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2の第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人である場合にあっては、その役員又は使用人を含む。第17条第1項第4号及び第2項第2号において同じ。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第20条 甲は、第16条、第17条又は第18条の規定により本契約を解除した場合は、当該解除により乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第16条、第17条又は第18条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必用な協力を行うものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 乙は、この契約に関し、次のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、予定総額（支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次のいずれかに該当するときは、前項の予定総額（支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額）の100分の10に相当する額のほか、予定総額（支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額）の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2の第7

項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (延滞金)

第23条 乙が、甲に納付すべき過受金、違約金及び損害賠償金（以下「元本」という。）について、官署支出官または歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として甲に納付しなければならない。

2 前項に規定に関わらず、過受金の受領または損害の発生について、乙に故意又は重大な過失がある場合は、甲に納付すべき過受金にあってはその過受金の支払いを受けた日から納付の日までの日数に応じ、損害賠償金にあっては損害発生の日から納付の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として甲に納付しなければならない。

3 前2項の延滞金は元本と同時に納付しなければならない。

4 歳入徴収官は、乙が延滞金を納付する場合において、納付された金額が元本と延滞金の合計額に満たない場合は、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

5 歳入徴収官は、前項によって生じた元本の未納額については、乙に対し納付書を発行するものとし、乙はこの納付書の定めるところによって納付しなければならない。

#### (期限の特則)

第24条 この契約に定める期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる休日に該当する場合には、その翌日をもって当該期限とする。

#### (協力義務)

第25条 乙は、甲が必要であると認めて乙に対して業務の進捗状況の照会、迅速な備蓄数量の確認又は報告の要請をしたときは、甲に協力するものとする。

#### (紛争の解決)

第26条 この契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行い、その解決を図るものとする。

#### (法令の補充適用)

第27条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。



(再請負の禁止)

第28条 乙は、第三者に業務を請け負わせてはならない。

(報告等)

第29条 乙は、甲がこの契約の履行に関し業務の状況について報告を求め、農林水産省政策統括官付貿易業務課の職員に、事業所において設備、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は質問させる場合、事業所における調査を受忍し又は質問に応じなければならぬものとする。

(協議)

第30条 この契約及び法令に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用者の責任)

第31条 この契約中、乙の責任を要件とする事項について、乙とあるのは、乙の被用者を含むものとする。

(合意管轄)

第32条 本契約に関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-1  
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官  
農林水産省政策統括官 ○○○○○ 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
代表取締役社長 ○○○○○ 印

様式 1 号

## 数量確認経費請求書

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官  
農林水産省政策統括官 ○○○○ 殿

住 所 ○○○○○  
会 社 名 ○○○○○  
代表者氏名 ○○○○○

令和○年度食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量の確認業務に係る請負契約書第8条に基づき下記の金額を請求します。

記

請求金額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥ (¥ )

付 録

令和○年度食糧麦備蓄対策事業における備蓄数量の確認業務に係る経費  
(入札番号 )

〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

注：消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。

農林水産省政策統括官 殿

所在地  
名 称  
代表者 （事業実施主体） 印

備蓄見込報告書

食糧麦備蓄対策事業実施要領（平成22年8月20日付け22総食第437号）  
農林水産省総合食料局長通知）第7の規定に基づき、備蓄見込数量を以下の  
とおり報告します。

1 備蓄計画数量（2.3か月分）： トン

2 備蓄見込数量 (単位：トン)

年月	当月	翌月	2か月後	3か月後	4か月後
繰越在庫					
入庫数量					
出庫数量					
月末在庫					

(注) 事業実施主体の責に帰すことができない事由により、当初の予定どおり備蓄小麦を保管できなかった場合は、当該事由がなかったと仮定した場合の入出庫量等を下段に整理するとともに、実際の入出庫量等との差を上段にそれぞれ整理すること。

3 備蓄数量減少要因

(注) 備蓄数量減少要因は、需要変動その他やむを得ない事由について、具体的に記載すること。



様式16 (第9関係)

損傷品廃棄処理計画書

令和 年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

住 所 ○○○○○

会 社 名 ○○○○○

代表者氏名 ○○○○○

令和 年 月 日に発生した備蓄小麦に係る損傷品に関し、下記のとおり廃棄による措置を計画しましたので、報告します。

記

- 1 産地・銘柄：
- 2 損傷品の正品換算数量：
- 3 現保管場所：(業者名、住所、代表者、連絡先電話番号)
- 4 処理工場名等：(業者名、住所、代表者、連絡先電話番号)
- 5 処理数量：
- 6 処理方法：
- 7 処理期間：自 令和 年 月 日、至 令和 年 月 日
- 8 処理業者：(業者名、住所、代表者、連絡先電話番号)

様式17（第9関係）

損傷品廃棄処理実績報告書

令和 年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

住 所 ○○○○○

会 社 名 ○○○○○

代表者氏名 ○○○○○

令和 年 月 日付で報告した損傷品の廃棄処理計画については、別紙のとおり措置しましたので報告します。

（注）別紙として、様式15（損傷品廃棄処理明細書）（写）を添付すること。